

第 63 回広島・香川連合海区漁業調整委員会次第

日 時 令和 7 年 2 月 25 日 (火) 午後 2 時から
場 所 高松市サンポート 1 番 1 号
高松港旅客ターミナルビル 7 階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 第 1 号議案 令和 7 年度における各種漁業の入会調整について

(2) そ の 他

4 閉 会

第63回 広島・香川連合海区漁業調整委員会 配 席 図

日 時 : 令和7年2月25日(火) 午後2時から
場 所 : 高松港旅客ターミナルビル7階会議室

(香川県)

香川海区委員会事務局	
小林書記	植田局長

(広島県)

広島海区委員会事務局	
福地次長	房尾技師

北尾会長
(議長)

水産課 柏山課長
水産課漁業調整室 副主幹 (兼 海区事務局書記) 赤井
水産課漁業調整室 主任 (兼 海区事務局書記) 秦
水産課漁業調整室 技師 (兼 海区事務局書記) 丸山

山 本 委 員
山 口 委 員
松本(伊) 委 員
嶋 野 委 員
松本(悟) 委 員

北 田 委員(会長代理)
高 橋 委 員
濱 松 委 員
箱 崎 委 員
山 田 委 員

水産課 横内課長 (兼 海区事務局長)
水産課主査 三浦
東部農林水産事務所 水産課長 横山
広島海区事務局 主任 中林

傍聴席

第 63 回 広島・香川連合海区漁業調整委員会 委員名簿

(広島海区)

氏 名	備 考
北 田 國 一	呉豊島漁業協同組合代表理事組合長
高 橋 勝 盛	走島漁業協同組合理事
濱 松 照 行	三原市漁業協同組合代表理事組合長
箱 崎 照 男	因島市漁業協同組合代表理事組合長
樋 口 元 武	深江漁業協同組合代表理事組合長
山 田 正 通	前（一社）広島県栽培漁業協会理事長

(香川海区)

氏 名	備 考
北尾 登史郎	前香川県水産課長
山 本 浩 智	鴨庄漁業協同組合代表理事組合長
山 口 豊	三豊市漁業協同組合副組合長
松本 伊三郎	伊吹漁業協同組合代表理事組合長
嶋 野 勝 路	香川県漁業協同組合連合会代表理事会長
松 本 悟	元高松海上保安部次長

第 63 回 広島・香川連合海区漁業調整委員会 出席者名簿

(広島県)

所 属	職 名	氏 名	備 考
広島県農林水産局水産課	水産課長 主 査	横内 昭一 三浦 健太郎	(兼)事務局長
広島県東部農林水産事務所 水産課	水産課長	横山 憲之	
広島海区漁業調整委員会 事務局	次 長 主 任 技 師	福地 博子 中林 扶美子 房尾 奈生子	

(香川県)

所 属	職 名	氏 名	備 考
香川県農政水産部水産課	水産課長	柏山 浩史	
香川県農政水産部水産課 漁業調整室	室長補佐 副主幹 主 任 技 師	藤原 宗弘 赤井 紀子 秦 正樹 丸山 俊輔	
香川海区漁業調整委員会 事務局	局 長 書 記	植田 豊 小林 武	(兼)漁業調整室長

第 63 回 広島・香川連合海区漁業調整委員会

議 案 書

日時 令和 7 年 2 月 25 日（火）午後 2 時～

場所 香川県高松市サンプォート 1 番 1 号
高松港旅客ターミナルビル 7 階会議室

広島・香川連合海区漁業調整委員会事務局

第1号議案 令和7年度広島・香川連合海区漁業調整委員会入漁協定表（案）

香川⇒広島

漁業種類	統数	漁業時期	操業区域	漁協別内訳	R6年度実績		備考
					協定数	許可統数	
瀬戸内海機船船びき網	27	自 7月 1日 至 12月31日	古三崎から田島東端見通し線と加治屋島高頂から百貫島高頂見通し線以南及び田島東端から江ノ島北端見通し線以東の広島県海面。	伊吹	19	15	
				三豊市（旧大浜）	1	0	
				観音寺	3	0	
				西かがわ（旧豊浜町）	1	0	
				三豊市（旧仁尾町）	3	1	
				小計	27	16	
流し刺し網	19	自 4月20日 至 6月20日	旧備後海区海面。 （三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。）	三豊市（旧栗島、旧志々島）	4	0	旧栗島2、旧志々島2
				西かがわ（旧大野原）	2	0	
		自 6月21日 至 10月31日		観音寺	6	5	
				詫間（旧箱浦）	1	0	
				伊吹	6	6	
				小計	19	11	
たこ壺	9	自 5月 1日 至 12月31日	田島東端から円上島見通し線以東の広島県海面。	三豊市（旧志々島）	9	0	
小型機船底びき網	320	自 1月 1日 至 12月31日 自 12月 1日 至 翌年3月31日	大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。 大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。ただし、福山市走島、同市宇治島及び同市横島の距岸500メートル以内の海面を除く。	三豊市内、観音寺市内各漁協	320	61	
ごち網	3	自 4月20日 至 5月31日	旧備後海区海面。 （三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。）	詫間（旧箱浦）	2	0	
				三豊市（旧三崎）	1	0	
				小計	3	0	
				詫間（旧箱浦）	8	0	詫間（旧箱浦）9、三豊市（旧三崎）2、三豊市（旧志々島）2のうち8
				三豊市（旧志々島）			
いかなご袋待網	8	自 3月 1日 至 3月31日	旧備後海区海面。 （三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。）				
計	386			386	386	88	

第1号議案

令和7年度広島・香川連合海区漁業調整委員会入漁協定表(案)

広島⇒香川

漁業種類	統数	漁業時期	操業区域	漁協名	R6年度実績		備考
					協定数	許可統数	
瀬戸内海機船船びき網	10	自 7月 1日 至 12月 31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島	10	10	・入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げること。
さごし巾着網	7	自 6月 1日 至 7月 31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島	7	0	・許可申請に当っては所属組合の組合長の意見書を添付すること。 ・入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げること。
きすさし網	48	自 6月 1日 至 7月 31日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く。	走島 浦島 柄の浦 小計	40 5 3 48	0 0 1 1	
さわら流しさし網	2	自 4月 20日 至 6月 15日 及び 自 9月 1日 至 11月 30日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島	2	1	
まながつお流しさし網	10	自 6月 1日 至 9月 30日	三崎突端から江ノ島南端見通し線以北と古三崎から田島東端見通し線以南の香川県海面。	走島	10	1	
いかなご込網	30	自 3月 1日 至 4月 30日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く。	走島	30	0	
延 な わ	20	自 1月 1日 至 12月 31日	旧西讃海面。 (三豊市、観音寺市地先海面)	吉和 柄の浦 小計	10 10 20	0 0 0	
小型機船底びき網	手繰第2種	自 1月 1日 至 12月 31日	六島南端から三崎突端を結んだ線以西並びに江ノ島南端と円上島北端を結ぶ線の中央点から三崎突端を見通す線以北の海面。	柄の浦 走島 田島 横島 吉和 尾道 千年 因島市 浦島 小計	67 40 25 32 60 2 9 14 2 251	13 0 9 15 1 2 3 12 0 55	
		自 12月 1日 至 翌年3月 31日					
手繰第3種							
計	378				378	378	68

広島・香川連合海区漁業調整委員会規程

(所掌事項)

第1条 広島・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、広島海区と香川海区との2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所の所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の所属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、広島海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会委員の中から選出された各6人の委員をもってあてる。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。

2 会長及び会長代理は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。

第5条 委員会に書記若干名を置く。

2 書記は、会長の所属する海区漁業調整委員会の書記をあて、会長がこれを任免する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、招集者が決定しないときは、広島及び香川の両県知事が協議して招集することができる。

2 委員の3分の1以上が議案を示して会議の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から7日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、7日前までに議事事項並びに会議の日時及び場所を委員に通知するとともに、適当な場所に公示しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第7条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令で定めるものを除くほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、公開する。

第8条 会議の議事は、第6条第3項の規定にもとづいて公示した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第9条 委員は、議事について自由に質疑し、または意見を述べることができる。

2 会長は、委員からの発言の要求があったときは、その要求の順序によって、これを許可しなければならない。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言をすることができる。

第11条 会長は、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議事の要領
- (5) 議決の結果
- (6) その他重要な事項

第12条 議事録は、会長及び会長が指名した出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

第13条 広島海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第11条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(公聴会)

第14条 委員会は、公聴会を開催しようとするときは、第6条第3項の規定を準用する。

(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、会議の議決によって行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 (制定)

この規程は、昭和40年4月5日から施行する。

附則 (改正)

この規程は、昭和45年3月12日から施行する。

附則 (改正)

この規程は、令和4年2月10日から施行する。